平成２４年（フ）第７５５号
愛知県大府市江端町３丁目17番地
破産者　岩井　隆明
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　329号棟501号室
破産者　畠中　勝則
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６５号
愛知県豊橋市牟呂市場町25番地17　306、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字行田22番地の７　セフイラＤ105号
破産者　野村　裕治
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３９８号
広島市中区舟入町６番20―302号
破産者　東川　源治
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９９号
広島市中区舟入町６番20―302号
破産者　東川　徳枝
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
北海道滝川市黄金町東２丁目16番27号　ＬＩＺＡ－Ａ102号室
破産者　佐藤　勝広
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
函館市美原１丁目29番11―302号
破産者　野呂　茂雄
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
北海道帯広市西９条南31丁目１番地　メゾンハピリィ31Ｂ201号室
破産者　山際　智也
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
仙台市宮城野区新田４丁目６―46　グレートインシバタ201、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷134番地の１
破産者　鈴木　一郎
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
山形市江俣２丁目３番27号
破産者　遠藤　絹子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
千葉県匝瑳市吉田4149番地３
破産者　秋葉　忠夫
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５号
千葉県山武市木原1120番地21
破産者　涌井　貴司（旧姓中田）
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３００号
横浜市南区六ツ川３丁目85番地の６　横浜パークタウンＧ棟1011号室
破産者　渡邉　文男
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４号
相模原市中央区上溝1670番地12　フォーレスト502
破産者　長崎　健吾
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５１号
神奈川県座間市相模が丘２丁目７番12号　ミツコマンション101号
破産者　楠　　睦
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５２号
神奈川県座間市相模が丘２丁目７番12号　ミツコマンション101号
破産者　楠　　佳子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３７号
静岡県熱海市下多賀338番地の１
破産者　源　己之助
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目20番44号　アプリコットハウスⅠ―303
破産者　児玉　吉広
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０９０号
兵庫県芦屋市西山町４番８―101号、前住所兵庫県芦屋市船戸町９番６号
破産者　五島　勝孝
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係